

国立研究開発法人産業技術総合研究所における
情報公開の開示請求に係る開示の方法及び手数料について

制定 平成14年9月20日 第13000-20020918-001号
最終改正 令和6年4月1日 第81090020-A-20240318-002号

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）（以下「法」という）第15条第1項の開示の方法（同条第2項の電磁的記録についての開示の方法を含む）、第17条第1項の手数料（同条第2項の手数料の額を含む）及び同条第3項の手数料の減額又は免除については、次のとおり定める。

（開示の方法）

第1条 法第15条第1項の開示の方法（同条第2項の電磁的記録についての開示の方法を含む）については、[別表1](#)のとおりとする。

（手数料）

第2条 法第17条第1項の手数料（同条第2項の手数料の額を含む）については、次のとおりとする。

1 開示請求に係る手数料（開示請求手数料）の額

開示請求に係る法人文書1件につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める額とする。

- 一 次号に掲げる場合以外の場合 300円
- 二 ホームページより開示請求をする場合 200円

2 開示の実施に係る手数料（開示実施手数料）の額

[別表2](#)のとおりとする。ただし、開示実施手数料は、実施方法による額が300円（前項二号の場合には200円）に達するまでは無料とし、超える場合は300円（前項二号の場合には200円）を差し引いた額とする。

3 開示請求1件の法人文書の単位について

開示請求をする者が次のいずれかに該当する複数の法人文書の開示請求を一の開示請求書によって行うときは、第1項の規定の適用については、当該複数の法人文書を1件の法人文書とみなす。

- 一 一の法人文書ファイル（能率的な事務又は事業の処理及び法人文書の適切な保存の目的を達成するためにまとめられた、相互に密接な関連を有する法人文書（保存期間が1年以上のものであって、当該保存期間を同じくすることが適当であるものに限る。）の集合物をいう。）にまとめられた複数の法人文書
- 二 前号に掲げるもののほか、相互に密接な関連を有する複数の法人文書

4 開示請求手数料又は開示実施手数料の納付

開示請求手数料又は開示実施手数料は、次に掲げるいずれかの方法で納付しなければならない。

- 一 研究所の情報公開窓口への来訪による現金での納付
- 二 研究所の情報公開窓口への郵便小為替の送付による納付
- 三 研究所の指定する銀行口座への振込みによる納付

5 開示する法人文書の写しの送付に要する費用の納付

開示決定に基づき法人文書の開示を受ける者は、当該法人文書の写しの送付を求める場合、当該送付に要する費用を、郵便切手で納付しなければならない。

(手数料の減額又は免除)

第3条 法第17条第3項の手数料の減額又は免除については、次のとおりとする。

1 開示請求者に経済的困難があると研究所が認めるときは、開示請求1件につき2,000円を限度として、開示実施手数料を減額し、又は免除することができる。

2 開示実施手数料の減額又は免除を受けようとする者は、申出の際に減額又は免除を求める額及びその理由を記載した申請書を研究所に提出しなければならない。

3 前項の申請書には、申請人が生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあっては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあっては当該事実を証明する書面を添付しなければならない。

4 第1項の規定によるもののほか、研究所は、開示決定に係る法人文書を一定の開示の方法により一般に周知させることが適当であると認めるときは、当該開示の実施の方法に係る開示実施手数料を減額し、又は免除することができる。

附則（第13000-20020918-001号）

この定めは、平成14年10月1日から施行する。

附則（第13580-20050322-006号）

この定めは、平成17年4月1日から施行する。

附則（第16700-20060324-001号）

この定めは、平成18年4月1日から施行する。

附則（第81090020-A-20240318-002号）

この定めは、令和6年4月1日から施行する。

別表1 開示の方法

法人文書の種別	開示の方法
1 文書又は図画 (2の項から4の 項に該当するもの を除く。)	イ 文書又は図面の閲覧
	ロ 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの閲覧 印画紙は、縦89mm、横127mm又は縦203mm、横254mmのものに限る。 以下同じ。
	ハ 複写機により複写したものの交付(二に掲げる方法に該当するものを除く) 用紙は、A3版以下、A2版若しくはA1版のもの
	ニ 複写機により用紙にカラーで複写したものの交付
	ホ 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付
	ヘ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク(日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120mmの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付
	ト スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク(日本産業規格X6241に適合する直径120mmの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付
2 マイクロフィルム	イ 用紙に印刷したものの閲覧 用紙はA1版以下の大きさのものに限る。
	ロ 用紙に印刷したものの交付 用紙はA1版以下の大きさのものに限る。
3 写真フィルム	イ 印画紙に印画したものの閲覧
	ロ 印画紙に印画したものの交付
4 スライド	イ 専用機器により映写したものの閲覧
	ロ 印画紙に印画したものの交付
5 録音テープ又は 録音ディスク	イ 専用機器により再生したものの聴取
	ロ 録音カセットテープに複写したものの交付 当該録音テープをコンパクトカセットテープ記録時間120分のものでタイプ1(ノーマルポジション)で複写したものの交付
6 ビデオテープ及 びビデオディスク	イ 専用機器により再生したものの視聴
	ロ ビデオカセットテープに複写したものの交付 当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープ(VHS)記録時間120分ものに複写したものの交付
7 電磁的記録(5 の項及び6の項に 該当するものを除 く。研究所が保有 するプログラムに より行うことができ るものに限る)	イ 用紙に出力したものの閲覧 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧
	ロ 専用機器により再生したものの閲覧又は視聴 当該電磁的記録を専用機器(開示を受ける者の閲覧又は視聴の用に供するために備え付けられているものに限る)により再生したものの閲覧又は視聴
	ハ 用紙に出力したものの交付 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの交付
	ニ 用紙にカラーで出力したものの交付
	ホ 光ディスク(日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120mmの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付
	ヘ 光ディスク(日本産業規格X6241に適合する直径120mmの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付
ト オンラインによる方法(実施していません。)	

別表2 開示実施手数料

法人文書の種別	開示の実施方法	開示実施手数料の額
1 文書又は図画 (2の項から4の項 までに該当するも のを除く。)	イ 閲覧	・100枚までごとに100円
	ロ 撮影した写真フィルムを印画紙に 印画したものの閲覧	・1枚につき100円に12枚ごとに760円を 加えた額
	ハ 複写機により複写したものの交付	・用紙1枚につき10円(A2判については40 円、A1判については80円)
	ニ 複写機により用紙にカラーで複写 したものの交付	・用紙1枚につき20円(A2判については140 円、A1判については180円)
	ホ 撮影した写真フィルムを印画紙に 印画したものの交付	・1枚につき120円(縦203mm、横254m mのものについては、520円)に12枚までご とに760円を加えた額
	ヘ スキャナにより読み取ってできた 電磁的記録を光ディスク(日本産業 規格X0606及びX6281に 適合する直径120mmの光デ ィスクの再生装置で再生する ことが可能なものに限る。)に 複写したものの交付	・光ディスク1枚につき100円に当該文書又は 図画1枚ごとに10円を加えた額
2 マイクロフィル ム	イ 用紙に印刷したものの閲覧	・用紙1枚につき10円
	ロ 用紙に印刷したものの交付	・用紙1枚につき80円(A3判については140 円、A2判については370円、A1判につ いては690円)
3 写真フィルム	イ 印画紙に印画したものの閲覧	・1枚につき10円
	ロ 印画紙に印画したものの交付	・1枚につき30円(縦203mm、横254mm のものについては430円)
4 スライド	イ 専用機器により映写したものの 閲覧	・1巻につき390円
	ロ 印画紙に印画したものの交付	・1枚につき100円(縦203mm、横254m mのものについては、1,300円)
5 録音テープ又は 録音ディスク	イ 専用機器により再生したものの 聴取	・1巻につき290円
	ロ 録音カセットテープに複写した ものの交付	・1巻につき430円
6 ビデオテープ及 びビデオディスク	イ 専用機器により再生したものの 視聴	・1巻につき290円
	ロ ビデオカセットテープに複写した もの交付	・1巻につき580円

7 電磁的記録 (5の項及び6の項 に該当するものを 除く)	イ 用紙に出力したものの閲覧	・用紙100枚までごとに200円
	ロ 専用機器により再生したものの閲覧又は視聴	・1ファイルごとにつき410円
	ハ 用紙に出力したものの交付(二に掲げる方法に該当するものを除く)	・用紙1枚につき10円
	ニ 用紙にカラーで出力したものの交付	・用紙1枚につき20円
	ホ 光ディスク(日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120mmの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付	・1枚につき100円に1ファイルごとに210円を加えた額
	ヘ 光ディスク(日本産業規格X6241に適合する直径120mmの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付	・1枚につき120円に1ファイルごとに210円を加えた額
	ト オンラインによる方法(実施していません。)	・1ファイルごとにつき210円
備考 1の項ハ若しくは二、2の項イ若しくはロ又は7の項ハ若しくは二の場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を1枚として額を算定する。		